発注仕様書(大都市の例)

しゅん工時性能確認試験に関する部分の例 -

1.4.1.4

予備性能試験 (1) 予備性能試験方法

請負者は、性能試験の前に順調勝安定した連続運転ができるよう、予備性能 試験を実施する。

(2) 予備性能試験要領

請負者は、試験内容及び運転計画を記載した予備性能試験要領書を提出し、 組合の承諾を得た後、試験を実施する。

(3) 予備性能試験成績書の提出

請負者は、予備性能試験成績書を性能試験前に3部提出する。

1.4.1.5

- 性能試験|(1) 請負者は、引渡しに先だって、施設全体としての性能及び機能を確認するた め、監督員立会いのもとに性能試験を実施する。
 - (2) 試験方法

性能試験は、定格運転及び軽負荷運転について実施する。 定格運転

- ア.試験当日の1日前からほぼ全炉定格運転に入るものとする。
- イ、特記仕様書に示すごみ質及び実施設計図書の焼却能力曲線に見合った焼 却量を確認するため、各炉連続12時間以上の計測を実施する。
- ウ.灰溶融炉及び灰処理設備は、試験当日の1日前からほぼ全炉定格運転に 入るものとし、溶融能力及び処理能力を確認するため、各炉連続 12 時間以 上の計測を実施する。

軽負荷運転

低質ごみで能力を確認するため実施する。

- ア.焼却炉1基ごとに低質ごみ相当での試運転を行う。
- イ.実施時間は、12時間以上とする。
- (3) 性能試験要領

請負者は、試験内容及び運転計画を記載した性能試験要領書を提出し、 市の承諾を得た後、試験を実施する。

(4) 性能試験項目と実施方法

定格運転時の性能試験は、「表 1.4-1 性能試験の項目と方法」により実施す る。

軽負荷運転時の性能試験は、「表 1.4-1 性能試験の項目と方法」に示す項目 番号のうち「1」、「2」、「3」、「9」について実施する。

性能試験における試料の採取、計測、分析、記録等は、請負者の所掌とす

試料採取の時刻は、監督員の指示による。

(5) 計測及び分析機関

性能試験における試験項目についての計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。また、ダイオキシン類の分析は、国が行う精度管理指針に基づき、適切に精度管理が行われ、計量法に基づく認定を受けている機関で実施する。

ただし、特殊な事項の計測及び分析については、組合の承諾を得て、適切な機関に依頼することができる。

(6) 性能試験成績書の提出

請負者は、性能試験終了後、性能試験成績書を引渡前に3部提出する。

1.4.1.6 その他測定

その他の測定は下記による。

- (1) 「1.4.1.5 性能試験」(1)に準ずる。
- (2) 測定方法

「1.4.1.5 性能試験」(2) 定格運転と同時に行う。

(3) 測定要領

「1.4.1.5 性能試験」(3)に準ずる。

(4) 試験項目と実施方法

「表 1.4-2 その他測定の項目と方法」による。

(5) 計測及び分析機関

「1.4.1.5 性能試験」(5)に準ずる。

(6) その他測定成績書の提出

「1.4.1.5 性能試験」(6)に準ずる。

表 1.4-1 性能試験の項目と方法

番号	試験項目	保証値	試験方法	
1	ごみ焼却能力	設計図書に示すごみ質の 範囲において、実施設計 図書に記載された焼却能 力曲線以上とする。	「昭 52.11.4 環整第 95 号厚生省環境衛	
2	灰の熱しゃく減量	5 %以下 ただし、ごみの組成が標準として提示したものと かなり相違する場合は協 議する。	(3)灰分析法	

番号		試験項目	保 証 値	試験方法	備考
		ばいじん	0.01g/m ³ N(乾きガス)以下 酸素濃度 12 %換算値とする。	ろ過式集じん器出口及び煙突において監督員の指定する箇所。	
	排	・いおう酸化物 ・塩 化 水 素 ・窒素酸化物	いおう酸化物 10ppm以下 塩化水素 10ppm以下 窒素酸化物 13.07m ³ N/時以 下、かつ50ppm以下 乾きガス 酸素濃度12%換算値と する。	(3)測定方法は「 条例」による。 (1)測定場所 いおう酸化物及び塩化水素については、 ろ過式集じん器の入口及び煙突において 監督員の指定する箇所。 窒素酸化物については触媒反応塔の入	
3	ガ	一酸化炭素	3 0 ppm 以下(乾きガス) 以下 酸素濃度 12 %換算値の 4 時間平均値とする。	(1)測定場所	
	ス	水銀	0.05g/m3N(乾き ガス)以下 酸素濃度 12 %換算値とす る。	監督員の指定する箇所。 (2)測定回数	吸引時間は、 60分/回以上 とする。
		ダイオキシン類	0 . 1 ng-TEQ/m ³ N以下 乾きガス 酸素濃度 12 %換算値と する。	(1)測定場所 煙突において監督員の指定する箇所。 (2)測定回数 2回/箇所以上	
		白煙温度条件	「6.9.1 排ガス洗浄処理装置」で規定する条件で煙突出口で白煙を生じないこと。	ビデオカメラ、外気温度・湿度記録計による。 る。	
4	放流水	イオキシン類対策	下水道法及び 下水 道条例による下水排除基 準、ダイオキシン類対策 特別措置法による水質排 出基準による。	(2)測定回数 2時間ごとにサンプリングを行う。 (3)測定方法 「下水の水質の検定方法に関する省令」	
5	溶融飛灰・飛灰固化物脱水汚泥	 ・アルキル水銀 ・水・カ・・カ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	昭 48.2.17 総理府令第5号 「金属等を含む産業廃棄 物に係る判定基準を定め る総理府令」のうち、埋 立処分に係る判定基準別 表第6による。	(3)分析法 昭 48.2.17 環境庁告示第13号「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」のうち、	

番号	試験項目	保証値	試 験 方 法	備考
6	醫	「条例」による。	(1)測定場所 監督員の指定する場所 (2)測定回数 「条例」による時間区分の中で、 各1回以上測定する。 (3)測定方法は「条例」による。	
7	振 動	「条例」による。	(1)測定場所 監督員の指定する場所 (2)測定回数 「条例」による時間区分の中で、 各1回以上測定する。 (3)測定方法は「条例」による。	
8	悪臭	「悪臭防止法」及び「 条例」による。	(1)測定場所(10箇所程度) 監督員の指定する場所とする。 (2)測定回数 同一測定点につき2時間ごとに4回以上 とする。 (3)測定方法は「悪臭防止法」及び「 条例」による。	
9	燃 主燃焼室 出口温度 ガ <u>集じん器入口温度</u> 温 触媒反応塔 度 入口温度	指定ごみ質の範囲内において 850 以上(2 秒以上) 150 程度 200 以上	測定方法	
10	炉体、ボイラーケー シング外表面温度	原則として 80 未満	測定場所、測定回数は、監督員が指示する。	
11	蒸気タービン 及び発電機 プラント保安 動力発電装置		使用前自主検査の終了をもって性能試験に 代えるものとする。	
12	緊急動作試験	蒸気タービン発電機、プ	ただし、蒸気タービンの緊急作動試験は除	
13	脱機器酸素含有量	0.03mgO2 / 1以下	測定方法は、JIS B 8224 による。	
14 15	主灰鉄選別能力 灰乾燥機能力	回収率は 95 %以上 実施設計図書に記載され	測定回数は、3回とする。 測定回数は、3回とする。	
16	灰溶融能力	た乾燥能力以上とする。 灰溶融炉入口において焼 却灰(主灰(熱しゃく減 量5%以下)について、 実施設計図書に記載され た灰溶融能力以上とする。	(1)灰分析法	
17	灰溶融炉ケーシング 外表面温度	原則として 80 未満	測定場所、測定回数は、監督員が指示する。	
18		「焼却灰溶融スラグの利用促進等に関する方針」 (平成 13 年 6 月 27 日付) による。 ただし、鉛含有量は 150	(1)スラグ分析法 スラグバンカにおいて、2時間ごとにサンプリングを行う。 (2)試験方法 「土壌の汚染に係る環境基準について』平	
	グ 重金属等の含有 量		成3年環境庁告示第46号)に定める方法に よる。	

番号	試験項目	保 証 値	試験方法	備考
	炉室内温度	4 3 以下	(1)測定場所 排気口	
19			(2)測定回数 監督員が指示する。	
	炉室局部温度	4.8 以下	(1)輻射熱を排除して測定する。	
			(2)測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
	電気関係	40 以下	(1)測定場所 排気口	
20	諸室内温度	外 気 温 度	(2)測定回数 監督員が指示する。	
	電気関係諸	4.4 以下 3.3	測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
	室内局部温度	において		
	機械関係	4 2 以下	(1)測定場所 排気口	
21	諸室内温度		(2)測定回数 監督員が指示する。	
	機械関係諸	4.8 以下	測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
	室内局部温度			
22	発電機室	4 3 以下	(1)測定場所 排気口	
			(2)測定回数 監督員が指示する。	
	空 夏季	室内温度 26	測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
23	調	(外気温 33		
	設	D.B 湿度 26%)		
	備 冬季	室内温度 22	測定場所、測定回数は監督員が指示する。	
		湿度 40%		
		(外気温 0		
		D.B 湿度 34%)		
				市が必
24	そ の 他			要と認めるも
				の。

表 1.4-2 その他測定の項目と方法

番号	測定項目	評価基準値	測 定 方 法	備考
1	炉室(溶融炉室、前処 理室を含む)内及び飛 灰処理室内のダイオキ シン類	2.5pg-TEQ/ 未満	(1)測定場所 各室において監督員が指定する個所。 (2)測定回数 監督員が指示する。 (3)測定方法 平成 13 年 4 月厚生労働省通達「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく 露防止対策要綱」別紙「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」による。	
2	炉室(溶融炉室、前処 理室を含む)内、汚水 処理室内及び飛灰処理 室内の水銀	5 μg/m3 以下	(1)測定場所 各室において監督員が指定する個所。 (2)測定回数 各個所 1 回以上。 (3)測定方法 昭和 51 年 4 月 22 日労働省告示第 46 号 「作業環境測定基準」による。	
3	その他			市が必 要と認めるも の。